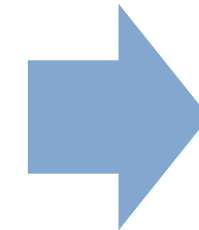


国と地方の連携は以下のとおり。今般の法改正は、国と地方の合意（「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（H27.12.22閣議決定））に基づき一層の強化を図るもの。

1. 雇用対策協定（平成21年度～）

国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、労働局長と首長が締結する協定。

【実績】65自治体（25都道府県40市町） ※平成28年2月18日時点



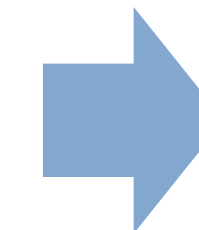
**1. 連携の具体策として
明記（雇用対策法）**

2. 一体的実施事業（平成23年度～）

希望する地方公共団体において、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施。

【実績】実施公共団体：157自治体（33都道府県124市町） ※平成28年1月末時点

就職件数：79,273件 ※平成26年度実績



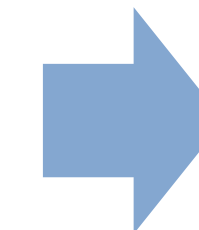
**2. 連携の具体策として
明記（雇用対策法）**

3. ハローワーク特区（平成24年度～）

大臣と知事が協定を結び、地方公共団体とハローワークが一体となった住民サービスを実施。協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組みを設けている。

【実績】2箇所 ※平成26年度実績

浦和所（埼玉県）	利用者数（延べ）59,159人	紹介就職件数	1,380人
佐賀所（佐賀県）	利用者数（延べ）15,154人	うち正社員就職件数	1,249人

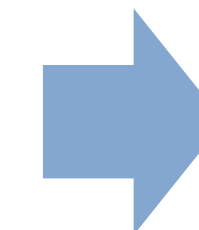


**3. 首長から労働局長
への要請を法定化
（雇用対策法）**

4. 求人情報のオンライン提供（平成26年度～）

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報を地方公共団体等にオンラインで提供。

【実績】利用公共団体：219自治体を利用 ※平成27年7月31日時点

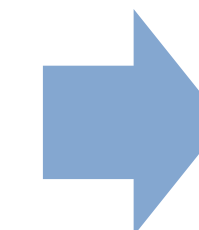


**4. 法定化
（職業安定法）**

5. 地方公共団体の届出制による無料職業紹介（平成15年度～）

【実績】届出数：211団体 ※平成26年度末現在

常用就職件数6,532件 ※平成25年度実績



**5. 届出制の廃止
（職業安定法）**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(ハローワークに係る地方分権について)

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制(職業紹介責任者の選任等)や国の監督(事業停止命令等)の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

施行日：公布の日から起算して3月を経過した日

雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。
首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

現 行

【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策
の
具体化

改 正 後

【雇用対策法】

- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ・ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ・ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

現 行

【職業安定法】

- 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。
 - ① 事業開始・廃止の届出
 - ② その他各種規制
 - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
 - b) 事業停止命令
 - c) 改善命令
 - d) 職業紹介責任者の選任
 - e) 帳簿の備え付け
 - f) 事業報告書の提出
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の範囲等の明示
 - n) 守秘義務

【閣議決定】

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)
- 「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日)
- ハローワークの求人情報のオンライン提供(平成26年より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供(平成28年3月より実施予定)

緩和

改 正 後

【職業安定法】

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
 - ① **届出の廃止(通知のみ)**
 - ② その他各種規制の**見直し**
 - a) **廃止(※)**
 - b) **廃止(※)**
 - c) **廃止(※)**
 - d) **廃止**
 - e) **廃止**
 - f) **廃止**
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の範囲等の明示
 - n) 守秘義務
- ※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。
- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

法定化